平成２５年（フ）第３０１号
北九州市小倉北区高坊２丁目９番25―503号
債務者　坂本美智代
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　真聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４１４号
北九州市八幡東区勝山２丁目８番１号
債務者　首藤　和正
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　哲茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１４号
山口県萩市大字椿2467番地３
債務者　岡田　勝行
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　茂美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第１５号
山口県萩市大字椿2467番地３
債務者　岡田　雅恵
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　茂美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第３０２号
埼玉県三郷市幸房858番地１、旧住所東京都江戸川区松江３丁目４番23号　憩荘103
債務者　田村　良太
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
宮崎県都城市都北町6294番地４都北第３コーポ101
債務者　松永　　剛
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　崇敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第２３３号
旭川市近文町25丁目999番地の54　すみれ団地
債務者　押上　純子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　明香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０号
佐賀県伊万里市大坪町甲2876番地５
債務者　有田喜美子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　圷　　悠樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第９３号
佐賀県伊万里市立花町2107番地１
債務者　西野　義勝
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和幸四郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第９５号
鹿児島県志布志市有明町野神3619番地
債務者　河野　一郎
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤枝紘一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
鹿児島県志布志市有明町野神3619番地、住民票上の住所鹿児島県志布志市有明町野神3688番地７
債務者　河野　裕典
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤枝紘一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
鹿児島県志布志市有明町野神3688番地７、前住所鹿児島県曽於郡大崎町井俣2434番地１
債務者　河野純一郎
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤枝紘一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
鹿児島県志布志市有明町野神3619番地
債務者　河野　正知
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤枝紘一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
愛知県名古屋市港区南十一番町３丁目５番地の２　グランドハイツ南十一番町602号
債務者　伴　　勝治
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　啓次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
京都府与謝郡与謝野町字三河内115番地４
債務者　酒井　靖郎
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　秀憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第４５号
京都府与謝郡与謝野町字三河内115番地４
債務者　酒井　照美
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　秀憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第１９０号
佐賀県佐賀市富士町大字古湯855番地
債務者　ファミリーストアーやまぐちこと　山口　晉弘
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下津浦　公
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
佐賀県鳥栖市蔵上２丁目103番地　ラフィーヌプラザ水町Ⅲ203
債務者　樋口　和子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤﨑　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係